

議 事 録

会議の名称	令和８年度 第１回滑川町総合教育会議
開催日時	令和８年５月２９日（金） １５時３０分～１７時００分
開催場所	滑川町役場 中会議室
出席者氏名	町 長：大塚信一 教育長：上野 修 委 員：岩崎千恵子（教育長職務代理者） 委 員：吉野さつき 委 員：飛田聡保 委 員：中山達朗
事務局及び出席職員	総務政策課長 稲村茂之 総務政策課総務担当 中村明日美 総務政策課総務担当 小高竜弘 教育委員会事務局長 齋藤訓行 教育委員会事務局次長 堀口章子 教育委員会事務局次長 上 武史 教育委員会教育総務担当 石川敦也 教育委員会事務局指導主事 笠原祐介 教育委員会事務局指導主事 大木 勝
議題	（１）令和８年度滑川町教育行政重点施策について （２）教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について （３）町の教育の現状と課題について （４）その他
議事内容及び結果	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議資料	別添のとおり
傍聴人	なし

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	【開会】 皆さんこんにちは。本日は大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。申し遅れましたが、本日の司会を務めます総務政策課長の稲村です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、ただ今より、令和8年度第1回滑川町総合教育会議を開催させていただきたいと存じます。なお、この会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されており、全ての地方公共団体に設置が義務付けられております。それでは、次第に従いまして進めさせていただきたいと存じます。ごあいさつを頂戴したいと存じます。はじめに、大塚町長よりよろしくお願いいたします。
町長	皆さんこんにちは。本日はご多忙の中、令和8年度第1回滑川町総合教育会議ということでご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には日頃から本町の教育行政の推進に多大なるご理解とご支援をいただきますこと、またさらには、地域行政にもご協力ご尽力をいただきますことに厚くお礼を申し上げる次第でございます。現在、我が町を取り巻く社会現象は、少子高齢化や人口減少、デジタル技術の進歩、とりわけAIの発展などもあり、劇的な変化が生じております。このような不透明な時代に、時代を担うこどもたちをどのように育てていくのか、町の将来を左右する重大な責務があると認識をしております。教育そのものに口を挟む立場ではありませんが、こどもたちが町を好きになるには、やはり先生の影響は大きいかなと思います。4月の辞令伝達式で申し上げましたが、先生が町を勉強されて、町をもっともっと好きになってもらう、そのためにも、我々行政もしっかりと教育行政に対してPRを行い、後押しをしていくことが大事なかないつも思っております。少し話はそれるのですが、今、ジャイアンツの前阿部監督が事件を起こして、巨人を去ることとなりました。暴力はいけないことは十分理解はしておりますが、AIに助けられたと言いながらも、ちょっと首をひねることが多々あるということで、今回のことは教訓にもなり、いろいろな意味からも、社会的にも問題がこれから続くのかなと思います。いずれにしても、今を生きる小学生、中学生につきましては、少し前には、コロナのパンデミックという、勉強面においても色々な影響がありましたし、また現在は、AIという技術が入ってきて、いろいろな意味でこどもたちが変わ

	りつつあるのかなと思います。先ほども言ったとおり、不透明な時代が続く大変だという話がありますが、我々世代もその時々の不透明な時代を行き来したというふうに思います。私も、今のこの将来を思って勉強してきたわけではないし、その先が見えないながらも、何とか学校に行かなきゃ、何とか大学に行かなきゃならないとか、いろいろな意味で皆さん頑張ってきて将来がある。それは今のこどもたちと同じなのかな、そんなことを先ほど思っていました。ですから、理想かもしれませんが、全てのことが私は教育にあると思っております。それは学校教育だけじゃなくて、全ての社会教育で、いろいろな意味を含めて教育があり、こどもたちを変えていくということで、慎重にこどもたちと対応しなければならないかなというふうに思っております。話が長くなって申し訳ありませんが、そういったことを考えながらこの場所に臨んでおり、挨拶をさせていただきました。よろしくお願いします。
事務局	ありがとうございました。続きまして、上野教育長よりご挨拶をお願いします。
教育長	皆さんこんにちは。滑川町教育委員会を代表いたしまして、ご挨拶を申し上げます。本日は大塚町長におかれましては、公務ご多用の折、総合教育会議の開催、誠にありがとうございます。さて、第4期の教育振興基本計画がスタートいたしました。町長より示していただきました滑川町教育大綱の基本理念の実現に向けての計画ということになります。教育振興基本計画は、町の教育大綱や、国、県の教育振興基本計画を踏まえ、ふるさと滑川の誇りと、培った自信を胸に、未来の作り手として挑戦し続ける人を目指す人間像とし、知識技能のみならず、思考力判断力表現力に加えて、学びに向かう力を含めた知識能力を、将来にわたる多様で深い学びを通して、育成する教育を目指しております。教育振興基本計画では、サリと述べられておりますが、教育の目的は、こどもを成熟した大人にすることと言えます。では、成熟した大人、成熟した市民とはどのような人のことでしょうか。学習指導要領の前文に、「一人一人の児童が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と共同しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるように」とあるように、共生協働する力や問題解決能力を持つことが、成熟した市民の条件といえそ

事務局	うです。これを町の教育振興基本計画では、ふるさと滑川の誇りと培った自信を胸に、未来の創り手として挑戦し続ける人と表現しているということでございます。このような有為な人材の育成にとって、先ほど町長のお話もありましたけれども、学校のあり方、一人一人の教師のあり方が非常に重要でございます。本年度も新たに多くの先生方を本町にお迎えいたしました。4月1日の辞令伝達式では、町長から温かいお言葉をいただきました。私からもお時間をいただき、教育委員会としての考え方をお話させていただきました。その中では、こどもを「敬する」「豊かな学び」この二点について触れさせていただいたところです。こどもを敬するとは、こどもを歓待し、保護し、承認し、祝福するというところでございます。学校がそういう場所であれば、教師がそういう存在であれば、現在問題となっている多くの問題は解決するのではないかというふうに考えています。豊かな学びとは、点数や偏差値のことではなく、問いを立てる力や課題解決能力といった使用価値の高い学力を身につけることを考えています。そのためには、学力の基盤となる概念が身に付いているのか、こどもが生きた知識を身につけているかという観点で、教師がこどもの現状を把握する必要があります。おかげさまで予算をつけていただきまして、認知科学者今井むつみ先生のご指導のもと、学びの基盤作りプロジェクトをスタートすることができました。豊かな学びに繋げてまいりたいと考えております。この今お話した二点につきましては、学校職員に向けては校長会等で、保護者、町民に対しましては、教育委員会だより等で繰り返し触れているところでございます。本日の総合教育会議は、教育委員が、町長はじめ、町の職員の皆様と、滑川町の教育について話し合える貴重な機会となります。町長をはじめ皆様と意見交換する中で、相互理解が進むですとか、いろいろな課題についての認識や考えが深まるといったことが期待できます。またそのことが、滑川町のこどもたちにとって、そして、保護者、教職員にとって有益なものになるだろうと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。議長につきましては、滑川町総合教育会議設置要綱第4条第3項において、「会議の議長は町長をもって充てる。」と規定しておりますので、大塚町長に議長をお願いし、議事進行に務めて頂きたいと存じます。よろしくお願いいたします。
-----	--

議長（町長）	それでは、本日の議事録署名人につきましては、「吉野さつき教育委員」と「飛田聡保教育委員」の2人をお願いします。よろしくお願いいたします。これより議題に入りますが、会議の公表について、お諮りいたします。この後の案件については、非公開とする条項は含まれていないと思われますので、公開とすることによろしいでしょうか。
出席委員	異議なし。
議長（町長）	それでは、本日の会議は公開といたします。事務局にお尋ねします。本日の会議に傍聴希望者はおられますか。
事務局	傍聴希望者は、おりません。
議長（町長）	傍聴希望者はいないようですので、議事を続けさせていただきます。
事務局	議題（１）「令和８年度滑川町教育行政重点施策について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。 （１）滑川町教育行政重点施策について、教育委員会事務局学校教育担当指導主事笠原よりご説明申し上げます。 資料の１ページ目をご覧ください。 滑川町教育行政重点施策の基本理念は、学んでよかったまちへーチーム滑川での教育ー「豊かな学びで未来へつなげる滑川町の教育」を念頭に、『「ふるさと滑川」の誇りと培った自信を胸に未来の創り手として挑戦し続ける人』を目指す人間像として重点施策の基本理念にも掲載しております。 １ページ下をご覧ください。こちらは、滑川町教育行政重点施策の目標を３つ掲げております。 目標１：未来を創り出す力を育む教育の推進 ー社会的・職業的に自立するための基礎を培うー 目標２：多様な教育環境の充実 ー学校・家庭・地域が互いに育て合い、こども・地域を支えるー 目標３：生涯にわたる学びと文化芸術・スポーツの振興 ー町民が町の文化芸術、スポーツを育てるー です。

議長（町長）	その目標実現のために１０の施策を設定しております。本日はその１０の施策のうち、今年度主に重きをおいて実践していくもの五点を説明させていただきます。 一点目は２ページでございます施策１の①一人一人の学力を伸ばす教育の推進についてです。具体的には、児童生徒の学習の躓きの把握・分析と支援のために、「たつじんテスト」というものを実施します。既に町内の小中学校で実施をしておりますが、こどもたちの躓いている点について把握・分析し、教職員がどのようにこどもたちに支援することができるかを研究していきます。 二点目は同じく２ページでございます施策２の③人権を尊重した教育の推進についてです。人権感覚を育成するために県から出されている「人権感覚育成プログラム」を活用し、人権教育を推進してまいります。また、町として幼小中の全教職員を対象に人権教育講演会の開催や、人権教育に係る研修について積極的な参加を促していきます。 三点目は３ページでございます施策６の①教職員の資質・能力の向上についてです。こどもたちにとっての最大の教育環境は教師自身にあると言われます。指導課訪問や様々な研修の機会を確保し、教職員の指導力の向上を実現してまいります。 四点目は同じく３ページ目でございます施策７の②地域と連携。協働した教育の推進についてです。令和８・９年度において埼玉県教育委員会より地域学校協働活動の研究委嘱を受けております。研究委嘱を積極的に活用し、地域と学校がこどもたちの成長を支える両輪となった教育活動を推進していきます。 最後に五点目は４ページでございます施策８の①生涯学び、活動できる環境整備についてです。「こども大学」を活用し、立正大学・熊谷市教育委員会・熊谷市・熊谷市商工会・埼玉県農業大学校と連携してこどもの学ぶ力や生きる力を育み、併せて地域で地域のこどもを育てる仕組みを確立します。 滑川町教育大綱・第４期滑川町教育振興基本計画・滑川町教育行政重点施策の３つを連携させ、滑川町のこどもたちを「成熟した大人」に育てるべく、「チーム滑川」で各施策を確実に進めて参ります。 以上で、「滑川町教育行政重点施策」の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。 説明が終わりました。本件につきまして、何かご意見・ご質問は
---------------	---

事務局	ございませんか。 質疑がないようですので、(1)「令和8年度滑川町教育行政重点施策について」を終わります。 議題(2)「教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。 (2)教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についてご説明させていただきます。資料としましては右上に資料2と書かれた冊子となりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。令和8年3月に作成されました計画について、教育委員会事務局学校教育担当指導主事大木が説明させていただきます。 資料の3ページ目をご覧ください。この計画の趣旨としましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の一部改正により、教育職員の業務量の適切な管理と健康及び福祉を確保するための措置を実施する計画を策定・公表されることが義務付けされました。そこで、滑川町の教育職員が、ワークライフバランスを確立し、いきいきとこどもに向き合う環境づくりを目指すとともに、一人一人が町の教育を支え、町のこどもたちが「豊かな学び」を積み上げ、「成熟した大人」に育んでいく教育を実現するため、給特法第8条第4条の規定に基づき、「滑川町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することとなりました。 3ページ下をご覧ください。滑川町教職員の時間外在校等時間の現状ですが、令和6年度の状況につきましては、月45時間を上回る割合は、小学校21.8%、中学校56.8%、年360時間を上回る割合は、小学校55.1%、中学校75.7%となっています。令和7年度につきましても、同様の数値となっており改善を進めていく必要があります。 4ページをご覧ください。そこで本計画では、2つの目標を設定し、その達成を目指した取組を進めていきます。 目標の1つ目は(1)時間外在校等時間についてです。これは、先程の数値を減少させることを目標として設定しています。 目標の2つ目は(2)ワークライフバランスや働きがい等についてです。これは、年次有給休暇の平均取得日数の向上とストレスチェックを活用し、ワークライフバランスをよりよくし、働きがいを
-----	---

	高めることを目標としています。 計画の期間は、今年度から令和10年度までの3年間となります。目標の達成に向けて、滑川町では、4つの視点に基づき業務量管理・健康確保措置を実施していきます。 一点目は「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しの推進についてです。業務に関して①学校以外が担うべき業務、②教師以外が積極的に参画すべき業務、③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務、の3分類について優先的に対応できる取組から実施していきます。 続いて6ページをご覧ください。二点目は教職員の「ワークライフバランス」の確立についてです。そのために、働きやすい職場環境の整備として年次休暇や特別休暇の取得促進に努めることや、教職員のメンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックの活用を推進していきます。 7ページをご覧ください。三点目は教職員の心身の健康を意識した働き方の推進についてです。勤怠管理システムを運用し、教職員の在校時間を客観的に把握し、教職員の健康管理に努めていきます。 四点目は保護者や地域の理解と連携の促進についてです。学校運営協議会制度を生かし、地域住民の学校教育への参画意識を高め、教職員の働き方改革に対する保護者や地域住民の理解を促進していきます。 最後に、関連する取組、今後のフォローアップについてです。7ページ最下段にありますように、教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合は、当該学校での聞き取りや指導等を実施していきます。また、各学校における働き方改革実現のため各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職対象のマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。 以上で、滑川町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の説明とさせていただきます。
議長（町長）	説明が終わりました。本件につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
中山委員	生徒を中心として、地域、保護者、教職員、学校ですけども、この二つ目については、教職員に関すること、ということになります

	と、お金がかかる、ということだったと思います。例えば、指導主事の方から説明があった「教師以外が積極的に参画すべき業務」、それから「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」、いずれにしましても、教職員の業務を軽減するには、絵に描いた餅だけでは当然無理なので、お金がかかると思います。その辺のところは、担当課の総務政策課では、年次計画の中で、この教育行政重点政策を実施するにあたって、どのような対応を踏まえて、2年後、3年後、そして教育委員会が策定して、町長のお考えの下でこれを作成すると思いますが、完成年度までの間にこのくらいの予算を要する等、人的なご提案をするための予算の積算について、概要で結構ですのでお考えをお聞きしたいです。
事務局	総務政策課では、今のところ教育委員会事務局からそのような要望は一つも上がっておりませんので、金銭的なもの、計画的なものは一切検討しておりません。今後進めていく中で教育委員会事務局からそういった要望があれば、町長部局としても検討はさせていただきます。
中山委員	そうすると、本来であれば令和8年度予算に積算されていった上で進行していくべきところが、早くても1年後の令和9年度予算に組むという形になるわけですが、教育委員会事務局からはそういった意見が上がってない、片や文言化されて出してくて、この1年間どうやってやっていくのですか。
事務局	働き方改革の推進計画は元々基本方針があって、その上で、より具体的なものをとということで、県から計画を作りなさいという指示があったのが令和7年度末でした。実際に令和8年度から令和10年度までの期間でこの計画を実施しなさいって言ったときに、本来であれば令和8年度の予算に計上すべきところですが、計画策定段階では既に令和8年度予算を取ることが難しかったので、この後の3年間の中で、場合によっては予算取りをして対応すべきところも出てくるかもしれないし、そうでないところでは必要なところで対応できるところはしていきたいというように考えています。
教育長	令和7年6月の給特法の改正を受けて、こういった計画の策定が求められました。計画年度については令和8年度からの3年間、3年間の中でこういった内容について、各市町村も検討し、実施をし

事務局	ていく計画を作れということが、県の方から言われたため、令和7年度末に作った次第です。今年度から3年かけてやっていく計画を総合教育会議で示して、町長さんにも理解していただいて進めていくという趣旨の計画となっています。 5ページにある「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」の中で、一番下にある日本語指導の必要な支援については、令和8年度から新たに予算をつけていただいて実施をしているものでございますので、全く予算措置してないということではございません。
事務局	先ほど言っていたように、時系列で言うと、この計画自体が今年の3月にできており、法改正がその前にあって、今回のこの計画を、教育委員会が公表することを教育会議で報告をするということで、今日報告をさせていただいている。令和8年3月には、議会も終わっており、令和8年度の予算審議も終わっている状況です。そういった中で今年度やるべきものは局長が言ったような形でやっているとしますし、また、3年後の令和10年度には完成形へ持っていくように、これから教育委員会で定めていくと思いますので、令和9年度予算にはなるかと思いますが、必要であれば町長と相談をして年度途中で補正するということも決してできないわけではございません。お金もそうですが、人を探すということも難しいところかと思いますが、会計年度任用職員であれば、秋口頃に募集をかけていく予定です。
中山委員	せっかく計画があるので、しっかり準備をして欲しい。課長さんがおっしゃるとおり、人とお金は簡単にはつかないだろうし、この人を1年間雇った場合にはどのくらいかかるのだろう等あると思うので、担当課でよく連携して欲しい。
事務局	しっかり連携をとってまいりたいと思います。
議長（町長）	それでは議題について、他の方は質問ありますか。 それでは、質疑がないようですので、（2）「教育職員に関する業務量管理、健康確保実施計画」を終わります。

事務局	議題（３）「町の教育の現状と課題について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。 （３）「町の教育の現状と課題について」教育委員会事務局学校教育担当指導主事笠原よりご説明申し上げます。 ５ページをご覧ください。町を愛するこどもの育成（目指すこどもの姿）についてです。地域と一体となって取組を進め、町のこどもは町で育ててまいりたいと考えております。そして、充実した学びを重ねることで「成熟した大人」を育成するという教育本来の役割を果たしていくため、町民の誰もが参画し得る生涯を通じた学びによって、人生や社会の未来を切り拓く力を育み、創り上げていくことを目指します。「こどもを敬する」をキーワードとし、豊かな学びを充実させていきます。そして、こどもたちの「滑川町」への郷土愛を育成できればと思います。 続いて、６ページをご覧ください。基礎的生活習慣の見直し（目指すこどもの姿の実現）についてです。３つの合言葉を作成し、人として身に付けるべき生活習慣を確実に身に付けることができるように取組を進めております。こどもたちが基礎的な学力を身に付け、豊かな人間性を育むためには、こどもの基本的な生活習慣の定着が欠かせません。そこで、令和３年度から家族で大切にすべきことを「元気・学び・会話」とし、３つの合い言葉を作成し取組を進めてきました。この合言葉のもと、滑川町のこどもたちを育てるためには「支えと見守り」が大切です。こどもに関わるすべての団体だけでなく、保護者を巻き込み、引き続き生活習慣の向上に努めていきたいと考えております。令和８年度の目標は、「朝ご飯を食べない子ゼロ」「１ヶ月に１冊も本を読まない子ゼロ」「ゲーム・スマホ、携帯電話の１日の使用時間３時間以上の子ゼロ」としてまいります。 続いて、７ページをご覧ください。地域と共にある学校（目指すこどもの姿の実現）についてです。変化の激しい時代を生き抜いていくこどもたちにとって、こどもたちに求められる力は、多様な経験、多様な人材、多様な学びです。そのため、学校教育を核として、地域の社会教育や家庭教育との連携・協働することでこどもの成長を支えていきます。 学校運営協議会については、令和３年度より滑川中学校にて開始し、令和５年度には福田小学校が開始、令和６年度からは、宮前小学校と月の輪小学校が開始しております。町内全校で実施が実現
-----	--

し、さらに地域と学校が結束し滑川町の教育を進めてまいります。地域の人材を学校教育に生かすためには、地域に住む方を教室に招き一緒に活動を行うことが大切です。学校の環境整備のお手伝いをいただくことで、地域の人材の力を教育に生かしていくとともに、地域の方にも学校のために役立っているという充足感が生まれ、より一層学校も地域も元気になり結束が増す結果となります。また、中学生ボランティアについても「自らを磨き、地域を活性化させる中学ボランティア」として、地域連携を踏まえ、中学生が地域へと飛び出していくことのできる一助になればという取組で行っております。

続いて、8ページをご覧ください。学びを支える環境づくり（令和8年度の具体的な施策）についてです。

（1）教職員の負担軽減のための条件整備（直接的支援）です。教職員の負担軽減を図ることによって、教職員がこどもたちと関わる時間を確保でき、充実した学びにつなげたいという意図がございます。具体的な施策については記載の通りとなっております。

（2）教職員の働き方改革の推進（間接的支援）についてです。教職員の働き方改革については、働き方改革基本方針に則って、令和8年3月に業務量管理健康確保措置実施計画を策定しました。詳細については先ほど御説明させていただいたとおりです。

続いて、9ページをご覧ください。

（3）滑川町教育相談部会の充実を実施していきます。行政、小中学校教育相談部、校外の各機関で連携し、情報共有はもちろん、町ぐるみで支援が必要な児童生徒の対策を進めております。各校において、教育相談担当教員やSSWの活用、SC、さわやか相談員と連携を取り、不登校対策を進めており、小学校・中学校とも、SSWの活用を図り、登校刺激を与えることだけでなく、福祉の面からも家庭をフォローすることに取り組んでいます。児童生徒本人の問題ではなく家庭全体、また、学校だけでなく町全体で支援の体制を整備して対応を行っております。中学校では、学習支援室「つぼみ」を開設して5年目になります。この「つぼみ」は、不適応の要因の1つである学力の悩みを解消するためと、教室に入れないという不安への対応のため、新たに設置したものであります。町費教員を1名増員していただき、令和6年度からは町費教員2名体制で開設しております。「つぼみ」は効果的に活用されており、教室にはなかなか入れなかった生徒が、数十分から半日利用し、また、給食も「つぼみ」で摂り、ほぼ1日学校にいたることができるようになった生徒

事務局	もおり、効果的な活用がなされております。 続きまして10ページ「小中学校への課題と今後の取り組み」について、教育総務担当石川よりご説明申し上げます。 10ページ、宮前小学校についてです。絵の事例から申し上げます。体育館へ空調設備を設置、こちらは総務政策課の防災の方でいただいております。老朽化した体育館の改築計画を策定、続きまして、既存のプールの解体及び跡地利用の検討、スクールバスの安定した運行、校舎の長寿命化、コミュニティスクールの活用、今後見込まれる教室不足への対応となります。既存のプールの解体及び跡地の利活用を検討いたします。また、老朽化した体育館の改築および本校舎の長寿命化改修も検討を要している状況です。今後増加が見込まれるスクールバス利用者への対応、水泳指導の民間委託の維持などが考えられます。 続きまして、11ページをご覧ください。福田小学校についてです。特認校制度の活用、校舎体育館の長寿命化改修、放課後こども教室の継続、コミュニティスクールの活用、多様な体験学習、多様な人材による総合的な教育、森林公園地域と連携した里山プロジェクト、スクールバスの安定した運行が挙げられます。森林公園地域と連携して、ミヤコタナゴの自然放流を目指した里山プロジェクトを展開、豊かな体験学習、多様な人材とふれあい、特色ある学びの場を構築する。今後のスクールバス利用者への対応や、校舎、体育館の長寿命化改修も課題であります。 続きまして12ページ、月の輪小学校についてです。学校施設の大規模メンテナンス、コミュニティスクールの活用、特別支援学級児童の増加と対応、また、1年生から2年生の教室へのICT機器の整備、校務用パソコンの入れ替え、特別教室の地域開放、水泳指導およびプール施設の地域開放を、民間活力を導入して検討があります。学校施設の長寿命化改修と有効活用を検討する必要があり、建築後16年目となり大規模なメンテナンスを検討することが挙げられます。特別教室やプール等の一般開放により町民サービスの充実を図ることを検討します。また、コミュニティスクールの導入により、地域の力を学校運営に参画していくことを目標としています。 続いて13ページです。滑川中学校になります。校舎の長寿命化改修、地域学習、町の特徴特色を知る。自ら地域貢献をする。生徒増に対応した教室の確保、特別教室棟の整備、本校舎の改築などが
-----	---

事務局	挙げられます。また、一般の長寿命化改修の検討を行います。教育相談体制の充実、相談業務の拠点、また部活動の地域移行を検討してまいります。学校施設の長寿命化改修と今後見込まれる生徒増への対応、特別教室等の整備、本校舎の改修等を検討する必要があります。多様化する不登校生徒への対応と学習支援室の充実、部活動の地域移行も検討課題となっております。 続きまして14ページ、滑川幼稚園についてです。園舎の長寿命化、大規模改修が挙げられます。また、遊具、裏山遊び場などの充実、学年あたり2学級の規模で運営、令和8年度につきましては、園児数については年少さんが32名、年中さんが38名、年長さんが52名、特色化を行うことにより、園児の確保、保育の充実を目指します。預かり保育の充実、ぴよぴよ広場の拡充などが挙げられます。幼稚園施設の長寿命化大規模改修の検討と幼稚園教育、保育の充実を図ります。公立幼稚園としての存在意義、滑川幼稚園としての特色を見出すかが課題となっており、園児の確保と他園との差別化、特色化が課題となっております。また、子育て世帯に集中した教職員の年齢構成につきましても、メリットデメリットがあるというように考えております。 14ページをご覧ください。「各担当の取組状況について」生涯学習担当堀口よりご説明させていただきます。 生涯学習担当では、既存事業の継続、充実を目指し、事業を進めていきたいと考えております。いくつになっても共に学び続けられる環境を目指し、生涯学習を充実し、次世代に引き継ぐことを目標といたしまして、様々な事業を開催します。取組内容として、生涯学習、公民館活動に分かれ、関係機関との連携により行っています。生涯学習の主なものといたしまして、「社会教育委員の活動」「平和啓発活動」「青少年教育」「家庭教育事業」「寿学級」等があります。 社会教育委員の活動としては、年に6回行います。チャレンジキッズ、低学年を対象に夏休みに行います「ナイトハイク」があります。 平和啓発事業としては、今年度より、総務政策課共催で「滑川町広島への中学生平和学習派遣事業」を行います。滑川町の中学生を対象に募集中です。 青少年教育として、「10代からのメッセージ」をはじめとして事業を例年通り、実施予定です。 「家庭教育事業」といたしまして、「家庭教育学級」「親の学習」、
-----	---

	こちらは、各小学校の就学時検診時において講師の方と家庭教育アドバイザーをお願いして行っております。 「寿学級」は老人クラブ高齢者へ年2回、講話、人権学習等を高齢者向けに13集会所にて出前講座を行っております。講話、人権学習DVD視聴、健康運動指導士の活動を行い、集まる機会と、地域連携を目指しております。 公民館活動としては、主に公民館教室、こどもまつり等をはじめとした各イベントを開催しております。「公民館教室」は、「いくつになっても学べる機会があることにより、町民の学習意識や知識の向上、仲間作りや生きがいに繋がることを目的」とし、通年で8教室程度、夏休みにこども公民館教室を開催し、公民館教室をきっかけとしての新規のクラブ・サークル活動の設立も支援しております。「各イベント」としては、「こどもまつり」をはじめとした各イベントを行い、地域の方の交流、文化芸術活動の推進等、公民館活動の充実を目指しています。中でも、小学生を対象とした郷土かるた大会は毎年参加者を増やし、参加者は200名を超えております。 16ページをご覧ください。「生涯スポーツ担当」の御説明をさせていただきます。 こちらは、スポーツ・レクリエーション活動の推進を目指し、町民の健康の保持と体力の維持向上、施設利用希望者等に情報を提供し、体育施設利用の充実化を図っております。スポーツ推進委員、関係団体と担当の連携により、各スポーツ・レクリエーション事業を行っております。スポーツ推進委員は、町のスポーツ振興を図るために各行政区より1名選出の15名。全町域から選出2名の女性委員計17名です。主催・共催事業としては、「グラウンドゴルフ大会」をはじめとした事業があり、中でも「駅伝競走大会」は、町とスポーツ推進委員、スポーツ協会、町スポーツ少年団との共催によるものです。滑川町スポーツ協会は、競技団体の加盟費と町補助金等により、競技部・支部で「町スポーツ祭」をはじめとした、各種事業が実施されています。 「施設維持管理・貸出」といたしまして、「総合グラウンド」「総合体育館」「文化スポーツセンター」等を行っています。 「文スポの空調設置」につきましては、令和7年度中に1階、ロビーに設置することができました。 総合体育館の改築の検討につきましては、今後、検討を続けて行く予定ではございますが、具体的なスケジュールは未定となっております。
--	---

事務局	ります。 総合グラウンド夜間照明も検討事項ではございますが、今年度は、当初予算にあります「総合グラウンドナイター設備修繕工事」があります。4月で電成社と契約し、9月末には終了の見込です。ご説明といたしましては以上となります。 教育委員会事務局図書館担当上でございます。私からは、文化財保護担当および図書館担当について説明させていただきます。時間の関係上、業務の内容を一部割愛して申し上げます。 17ページをご覧ください。文化財保護担当の説明をさせていただきます。 文化財保護事業では、試掘調査、発掘調査・調査報告書刊行・指定文化財の保護・管理があります。 文化財活用事業では、主に展示や講座の実施、指定文化財の公開を通して活用を図っております。町史編纂の準備では、令和9年度から本格的に始まる町史編纂に向け、編纂基本方針案や令和9年度以降の事業計画案等の作成を進めてまいります。 エコミュージアムセンター事業では、ミヤコタナゴの保護・繁殖として人工繁殖を継続して実施するとともに、2枚貝を使用した自然繁殖試験を実施します。ミヤコタナゴの野生復帰等に向けた、候補地の沼の生き物・水質調査や自然環境に親しむイベントについても継続し、地域と連携した活動を引き続き行ってまいります。課題としては、試掘調査について、包蔵地内での開発が以前より増えています。発掘調査報告書刊行の遅れがあります。町史編纂による業務量増大があります。ミヤコタナゴについて繁殖技術の継承が課題です。イベントの開催会場でもある、施設老朽化によるけが等の危険性が高まっています。 資料の18ページをご覧ください。図書館担当についてです。 令和8年3月策定の第2次滑川町こども読書活動推進計画に基づき、町内各施設や近隣市町村図書館と相互に協力し、また各種事業を計画し、図書館運営を行っております。 「ポップコンテスト」は、小中学生を対象におすすめの本の紹介カード“ポップ”を募集します。また募集と併せて、立正大学熊谷図書館の協力のもと、ポップ作り教室を開催します。コンテストの審査は、立正大学熊谷図書館、町内の3つの小学校と中学校及び滑川総合高校の協力を得て実施します。令和7年度は459人の応募がありました。
-----	---

	「おはなし会」は、読み聞かせボランティア団体の協力を得て、絵本・紙芝居などの読み聞かせを、月に2回を基本として行います。0歳から2歳対象のおはなし会、3歳以上対象のおはなし会、七夕やクリスマス等の行事に合わせたおはなし会等、多様な形で実施しております。令和7年度、各種おはなし会は、のべ546人の参加がありました。 「電子図書館」は、住民サービス向上のため、令和4年度より、東松山市、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町と共同で「比企広域電子図書館」を運営しています。こどもの読書活動を推進するため、電子図書館の「学校連携」を令和6年度より実施しております。 図書館担当の課題としては、古くなった本を除籍するなどの蔵書整理をし、複数人で継続して蔵書整理を行える体制づくりが課題となっております。他方、おはなし会などの参加者数や、電子図書館の登録者数の伸び悩みが課題となっています。イベントや電子図書館利用促進のため、広報活動を通じ、普及啓発に努めてまいりたいと考えます。 以上で、図書館担当の説明とさせていただきます。
議長（町長）	説明が終わりました。本件につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
飛田委員	15ページの中で、公民館活動というところについて、今後コミュニティセンターの建て替えというお話を聞いておりますが、先日、公民館事業に入るのかどうかかわからないですけど、サクソとトランペットのプロの方の演奏会が開かれており、私も聞きに行きましたが、思ったことが、始まる前に外で草刈りをしていて、草刈の音がする中でコンサートをするのかなと思っていたら、その前に草刈が終わったので演奏に集中できたというところもありますが、コンサートをするところって、窓ガラスではなく、防音の設備でしたり、今回は演奏者がステージ裏にスタンバイしていたみたいですけど、演者が控え室から舞台まで客席を通らないルートだとかありますよね。町長がその日におっしゃっていましたが、「今まで芸術活動っていうのが盛んではなかったけど、こういう活動ができてすごくいい」って話をされておりましたが、今後公民館事業をやってく中で、新しいコミュニティセンターのホールの仕様について、防音がちゃんとできているかとか、どのような椅子になるのかと

事務局	か、その辺の仕様や構造がわかれば教えていただきたい。 コミュニティセンターについて、総務政策課の方で所管をしております。新しいコミュニティセンターにつきましては、飛田委員の方から話があったような、大ホールを設ける予定であります。客席が250程度設けられる予定です。椅子につきましては、今のコミュニティセンターと同仕様ではないですが、基本的には可動式の椅子になります。防音等につきましては、窓を付けずに、防音をしっかりとした、音楽とかそういったことでも音が漏れず、また外からも入ってこないようなホールにはする予定であります。
議長（町長）	他に質疑がないようですので、（3）「町の教育の現状と課題について」を終わります。 続きまして、議題（4）「その他」ですが、事務局より何かございますか。
事務局	総務政策課から二点ご報告させていただきます。一点目が、令和7年度事業の小中学校体育館エアコン設置工事について、二点目が令和8年度事業の滑川町広島への中学生平和学習派遣事業についてです。
事務局	一点目の小中学校体育館エアコン設置工事について、総務政策課総務担当中村よりご説明いたします。 資料は、資料ナンバー4をご覧ください。 この事業は、滑川町指定避難所空調設備設置工事として、災害時に指定避難所となる小中学校体育館へ空調設備を設置し、令和8年4月から運用を開始しております。これにより、避難所としての機能強化に加え、児童・生徒の教育環境の向上や、学校行事等においても快適に利用できる環境を整備しております。それでは、別紙資料をご覧ください。 まず、福田小学校体育館及び月の輪小学校体育館についてご説明いたします。これらの体育館では、「置換型空調」を採用しております。冷房時には、外気を取り込みながら、低速で冷たい空気を室内へ送り込みます。その後、室内で暖まった空気や汚れた空気を天井側へ流し、排気する仕組みとなっております。 また、給気ユニットには、細かな穴が開いたビニールレザーを使

事務局	用しており、体育の授業や各種競技において風の影響を抑えるとともに、ボールなどによる衝撃にも対応できる構造となっております。次に、暖房時につきましては、高速で温かい空気を体育館全体へ送り、効率的に室内を暖める方式としております。あわせて、汚れた空気は天井から排気し、快適な室内環境を維持する仕組みとなっております。 続いて、滑川中学校体育館についてご説明いたします。滑川中学校体育館では、ガスヒートポンプエアコンとあわせ、輻射式冷暖房装置の配置をしております。冷房時には、人や物から発せられる輻射熱を輻射パネルで吸熱し、さらにエアコンから冷たい風を送ることで、効率的に室内を冷却する仕組みとなっております。また、暖房時には、遠赤外線を利用し、人や物へ直接熱を伝えることで、体の芯から温まる快適な暖房環境を実現しております。 このように、各体育館の構造や利用状況に応じた空調方式を採用することで、避難所としての機能強化を図るとともに、平常時においても、児童・生徒をはじめ利用者の快適性向上につなげております。 今後も安全・安心な避難環境の確保と、教育環境の充実に努めてまいります。 以上で、小中学校体育館エアコン設置工事についてご説明とさせていただきます。 続きまして、二点目の「滑川町広島への中学生平和学習派遣事業」について総務政策課総務担当小高よりご説明申し上げます。 滑川町では、平成27年12月に制定した「滑川町非核平和都市宣言」に基づき、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現に向けた取り組みを進めています。 この事業では、未来を担う中学生を代表として、被爆地である広島を訪れ、実際に被爆の実相にふれ、戦争や原爆被害について学ぶとともに、平和記念式典への参列など、広島でしかできない貴重な体験を通して、平和の尊さや命の大切さについて考えていただきます。 派遣期間は、令和8年8月5日から6日までの1泊2日です。活動内容は、広島市で行われる平和記念式典への参列、全国平和学習の集いへの参加などを予定しています。募集人数は6名で、参加費につきましては、公費負担となります。ただし、事前学習会や説明会、成果報告会への参加にかかる交通費や、派遣当日の集合場所ま
-----	--

	での交通費など、一部自己負担していただくことを想定しております。 滑川町に在住している中学生であれば、応募することができ、周知方法等については、滑川中学校にはチラシや参加申込書の設置、町のホームページへの掲載を行っています。応募期間は6月3日までとなっており、現在参加者を募集しているところです。 今後のスケジュールといたしましては、参加者の決定や7月中旬ごろに参加者向け説明会と事前学習会を行い、9月以降には成果報告会を予定しています。 以上で滑川町広島への中学生平和学習派遣事業についてのご説明を終わります。
議長（町長）	まずはその二点について、皆さんの方から質問がありましたら、よろしくお願いします。
中山委員	まず資料N o . 4の方に質問させていただきます。 当該施設につきましては、学校開放施設ということになっていた場合には、その冷房費、暖房費の費用等については、どのような扱いになっているのか教えてください。
事務局	現在、開放施設であります。ただし、受益者負担については、どのぐらいの電力量とか光熱費がかかるかというのを今現在使ってもらわないとわからない段階ですので、一旦は試用期間という形で、利用者さんには使っていただいて、ある程度、どのくらいかっているような見込みが出てまいりましたら、他の施設も含めて、受益者負担を考えてまいりたいというふうに考えております。
中山委員	続きまして、資料N o . 5の方について、お願いしたいと思います。生徒の定員が6名ということですが、どのような形で現地まで行って、学校の関わりはどのようなものなのかっていうことを教えて下さい。
事務局	現地までの移動ですけれども、東京駅にまず集合して、そこから教育委員会職員、総務政策課の職員、あと校長先生が行ってくれるということで、3名で随行して、新幹線で行く予定です。その行程につきましては、J T Bの方を通してやりたいというふうに思っております。そうしないと、いろいろ問題があったときに対応はすぐ

事務局	できませんので、これは業者をしっかりと入れてやりたいと考えました。 事前学習や広島で学んできたことをそのままにせず、町で報告させていただくところと、学校でも他の生徒に発表する場について設けていきたいと考えております。今回校長先生が自ら行っただけのところもありますので、令和8年度で終わらないように、令和9年度、令和10年度と引き継いでいければと思います。
中山委員	課長さんの方から、非常に賢明な回答をいただきありがとうございます。当然生徒だけで行くことは考えられないことではありませんが、例えば、保護者がついていくということじゃなくて、やはり公的機関の担当課が随行するとともに、校長先生が行っていただけるというのであれば、非常に良かったと思います。この間の新潟の事故の件もあります。要するに、あれはバスの選択云々もありますけど、教員がそのバスに乗ってないっていうことが、一番大きな問題になってしまったかなと思うわけですが、そういった形で、今いただいた対応で、ぜひ生徒に素晴らしい経験をしてもらい、またそれを参加できなかった生徒にフィードバックしていただければいいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長（町長）	この件につきましては、事の発端は、昨年自分が町村会の研修で沖縄と石垣島に訪れた際に、ひめゆり平和祈念資料館、戦争祈念館、それから対馬丸記念館の3か所に寄りまして、そこで出されたものをゆっくり見ることができました。そこに小学生の作文、中学生の作文、その施設を見た人の作文、それから、戦争を体験したこどもたちの作文、それをつぶさに読んでいる中で、こどもたちがこれだけのことを感じられるのだなということを、つくづく思いました。たまたま自分の孫が同じような年齢だったり、うちのこどもがこれを見たらどう考えるのかなと思ったりする中で、「そうだ、帰ったら役場でそういう話を提案して、ぜひ滑川のこどもたちをあそこに連れてこよう、最初は無理だったら自分の孫でもいいから連れてこよう」と思ったぐらい、帰りの飛行機で考え、ただその時、いろんな首長と話したけど、学校にこれをお願いするとすごい負担になるから、町長それは難しいよってアドバイスもらいました。まず帰ってきたら、課長会議の中でその感想を述べて、いずれこういうことをしたと、それについては学校には迷惑かけない、役場が主催して

	やろうってということで、その場は終えましたが、去年はちょうど、終戦80年ということで、さいたま市や三芳町が広島の派遣事業やっているのを私も見まして、たまたまそれを見た議員さんもおられたのでしょ、9月の定例会に「滑川町もやらないか、町長どう思う」って質問をされました。これはいいタイミングだということで、ぜひやってほしい、まずは旅費もかかることだし、当面こういった今の派遣事業の前提にある滑川町が非核平和都市宣言に基づきいろんな事業やっていますので、これがいろいろな議会等でも平和事業についていろいろな話をされるなかで、まずは広島でやってみようということがありました。今回そういうわけで、なるべく町の方でこどもたちを引率しながら、そういったことで、帰ってきたらその成果を、平和事業として町民向けに、こどもたちのプレッシャーにならないようにやってもらう、もしくは作文等で提出してもらうということでやればいいのかということ、よろしくお願いいたします。
議長（町長）	この二点について、他にありますか。
飛田委員	資料No.4のエアコンの関係ですけど、一般開放するってことですが、避難したときや体育の授業とかでも、当然暑い時、寒い時は使うということですね。
事務局	生徒児童の安心安全のためにも、使っていただけるように考えております。
飛田委員	一点聞きたいのは、前は冷房をつけると一定の電気料で電気を節約するようアラートが鳴ったという話を会議で報告受けていましたが、今は教室のエアコンとは別の電気契約ですか。
事務局	場所によっては、キュービクルを別に付けておりますので、契約は別になっているということもあります。また、滑川中学校はガス式となっており、電気とはまた別の方法でやっております。
飛田委員	体育の授業でエアコンつけたら、教室のエアコンが使えないということにはならないのですね。
事務局	そのようなことにはならないとは思いますが、いずれにしても、

事務局	一番大事なのは生徒児童の体調だと思いますので、アラートが鳴らないように気は使っていただくのは前提としながらも、必要な場合には使っていただくということで考えておりますので、よろしくお願いします。 体育の授業以外でも、学校のイベント等で使っていただこうと思っておりますので、今年の卒業式では使ったと思います。あの時にはまだ、エアコン自体の工事は完了していませんでしたが、試運転的に使われたと思うので、委員も参加された方もいると思うが、冬だったので、寒くないという程度の感じだったのと思います。入学式では使ってなかったと聞いておりましたので、これからもイベント等の行事のときにでも使っていただければと思います。ただ、この教室のエアコンとは根本的に違って、急速に冷やすということではないので、体育館を使うときには早めをつけて、じっくりと温度を変えていくという話になると思います。あまり暑いとか涼しいとか温かいとか期待されても難しいところではありますが、ぜひ使っていただきたいなというふうに思っております。
吉野委員	宮前小学校のエアコンについて教えてください。
事務局	宮前小学校は、5月25日に入札を行いまして、今仮契約になりました。契約期間としては、12月下旬までには完成させるという契約になっております。
議長（町長）	宮小体育館は新設の計画がありましたので、この事業からすると外されてしまうという話でした。今回の起債制度自体が昨年で終わってしまうというわけです。ところが、この起債制度がおそらく延長されるだろうという中で、澄川前局長に「今の体育館、新しく体育館を作るとしたら、何年後にできるのか」と話をしたら、約10年かかると説明されたが、そんなに待てない。ちょうどそこへ、この起債制度が延長されるということがわかり、体育館自体は古いですが、修繕しながら使っていこうと判断しました。
事務局	町長が言ったように、コミュニティセンターを作るのに3年ぐらいかかり、新しい体育館を作るにはやはり6年から7年、通算で10年かかる予定です。それを考えると、この商品自体の耐用年数が10年なので、今入れるのがいいのではないかと判断しました。ま

議長（町長）	た、国の補助金はありませんが、国が起債したものに対して70%を交付形措置してくれるのが令和7年度までで、それが今回延長されたので昨年中に補正予算で急遽進めてきました。 ただいま、説明がありました。教育長、教育委員の皆様から質問等ありますか。また、町に対して皆様から何かご意見・ご質問はございませんか。若しくは、全体をとおしてのご意見等ございますか。 質問等無いようなので、事務局からその他に連絡事項はありますか。
事務局	次回の総合教育会議におきましては、協議していただく案件が生じた際に開催いたしますので、よろしくお願いします。
議長（町長）	以上で協議事項の全てが終了いたしました。皆様のご協力により、スムーズな議事進行が図れましたこと、感謝申し上げます。これにて、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局	【閉会】 以上をもちまして、令和8年度第1回総合教育会議を終了いたします。ありがとうございました。

この議事録が正確であることを証明するため、議事録署名人は次に署名する。

令和8年6月25日

吉野 さつき

飛田 聡保